

アウトオブシーズンについて

根拠：○高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定

日本高野連 令和元年11月12日改正

○『アウトオブシーズンについて』（練習試合解禁日）の改正について（通達）

日本高野連 令和4年12月2日

○アウトオブシーズンにおける合同練習について

日本高野連 平成24年11月29日一部改正

日本高野連 令和6年12月6日一部改正

1 アウトオブシーズンの期間

- ・ 高等学校野球のアウトオブシーズンは、12月1日より翌年3月19日までとする。
- ・ 3月19日が日曜日であり、同日に春季大会を開催せざるを得ない場合は、事前に都道府県連盟が日本高等学校野球連盟に申請し、承認を得て大会を開催することができる。

2 アウトオブシーズン中の活動

- ・ 練習に主点を置くこと。
- ・ 3月の第1土曜日までは、同一地域にあるといえども、他校との合同練習（※2ページ参照）、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合をすることは差し支えない。
- ・ 練習試合は、3月の第1土曜日以降であれば、学校の授業や行事に差し支えない限り、行ってもよい。

3 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

- ・ 選抜高等学校野球大会出場校（補欠校も含む）は、3月の第1土曜日以降練習試合はできるが、出場校（補欠校を含む）間の練習試合は同大会終了まで行うことはできない。
- ・ 壮行試合などの公式行事を行うことはできない。
- ・ 大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。
- ・ 母校出発日は、予定された大会会期最終日から遡って3週間を超えないこととする。なお、曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

4 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合をすることは差し支えない。

5 合同練習について

(1) 加盟校間での合同練習の場合

- ・ 県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属都道府県連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。その際、許可申請は両校ともに所属都道府県連盟に申請手続きをすることとする。なお、都府県境地域で、近隣の学校との合同練習は例外として許可する。
- ・ 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習で試合および試合形式（シートバッティングを含む）はできない。
 - ①自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ②どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④上記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も所属する都道府県連盟に届け出て許可を得ることとする。
- ・ 「部員不足に大会参加の特別措置」を受けて大会参加した加盟校が翌シーズンも同様の連合チームで大会参加をする場合は、上記の限りではなく、下記の内容を所属する県連盟に届け出て許可を得て認めることとする。
 - ①様式に練習計画、場所、引率責任者など必要事項を記入し、必ず所属の都道府県連盟の承認を得ることとする。なお、練習試合など対外活動は行うことはできない。
 - ②措置で認められた校数であれば、校数は問わない。
 - ③アウトオブシーズン中に合同練習を行い、翌春に新入部員が入部し、それぞれ単独で春季大会へ出場することも可とする。その場合、単独で大会参加する場合は速やかに所属都道府県連盟に申し出ることとする。
 - ④単独廃校ルールを適用した加盟校に対しては、原則として単独の学校でアウトオブシーズン中の練習を行うこととする。なお、翌春の春季大会に、引き続き単独廃校ルールで大会参加をする際には、各都道府県によって春季大会の開催時期が異なるため、その都度、所属連盟と加盟校で対応することとする。
 - ⑤合同練習を行う際は、移動中に必ず事故の無いよう責任教師が責任を持って引率する。
 - ⑥合同練習を行う際、連合チームの関係する全ての学校長の承認を必要とする。

(2) 加盟校と大学との合同練習の場合（R6.12.6改正）

- ・ 県内の全日本大学野球連盟の加盟大学で、予め当該校長の承認を得た上、所属都道府県連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。その後、許可を得たことを当該大学に伝達すること。なお、都府県境を越える場合であっても、許可する場合がある。
- ・ 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習で試合および試合形式（シートバッティング）はできない。
 - ①加盟校の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ②その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ③上記①および②の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も所属する都道府県連盟に届け出て許可を得ることとする。

●野球部活動に関する規定

学生野球憲章 8 条 3 項

「学生野球団体は、…野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。」